

.....

第7期大府市高齢者福祉計画

平成30年度～平成32年度

.....

健康長寿の幸齢社会を目指したまちづくり

平成30年3月

大 府 市

目 次

第1章 総論

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3

第2章 基本理念

1 基本理念	4
2 基本目標	4

第3章 高齢者の現状

1 人口構造等	
(1) 人口・高齢化率の推移	5
(2) 人口構造	6
2 被保険者別認定者の推移	
(1) 被保険者別の認定率等の推移	8
(2) 要介護度別の認定者数の推移	9
3 計画期間中における高齢者等の状況	
(1) 人口推計	10

第4章 計画の重点項目

1 施策の体系	12
2 具体的な施策	
(1) 社会参加の場づくり	13
①地域活動の促進	13
②就労機会の充実	21
③外出支援の促進	22
(2) 健康で安心して生活するための支援	24
①生活支援サービスの充実	25
②認知症施策の推進	30
③権利擁護の推進	36
④住生活環境整備の支援	38
⑤災害時の支援	40
⑥在宅医療・介護連携の推進	43
⑦相談機関の充実	45
⑧介護予防のための健康づくり事業の推進	48
(3) 介護が必要になったときの支援	53
①介護保険サービスの充実	53

資料編

1	用語解説	・ ・ ・ ・ ・ 56
2	大府市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ 61
3	大府市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 62
4	策定の経過	・ ・ ・ ・ ・ 63

第1章 総論

1 計画の趣旨

平成28年10月1日現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は3,459万人であり、総人口1億2,693万人に占める割合（高齢化率）は27.3%です。さらに後期高齢者と呼ばれる75歳以上の人口は1,691万人で、割合は13.3%にあたります。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、高齢者人口が3,677万人となると予想され、総人口1億2,254万人の30.0%と推測されています。そのうち75歳以上の人口は2,180万人、総人口の17.8%と予想され、これは世界のどの国も経験したことのない急速な高齢化の真っただ中にいると言えます。

こうした状況のもと、社会保障費の増加に加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者や介護保険の認定者数の増加等への対応が課題となる中、高齢者が安心して生活していくためのまちづくりが必要となっています。そのため、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

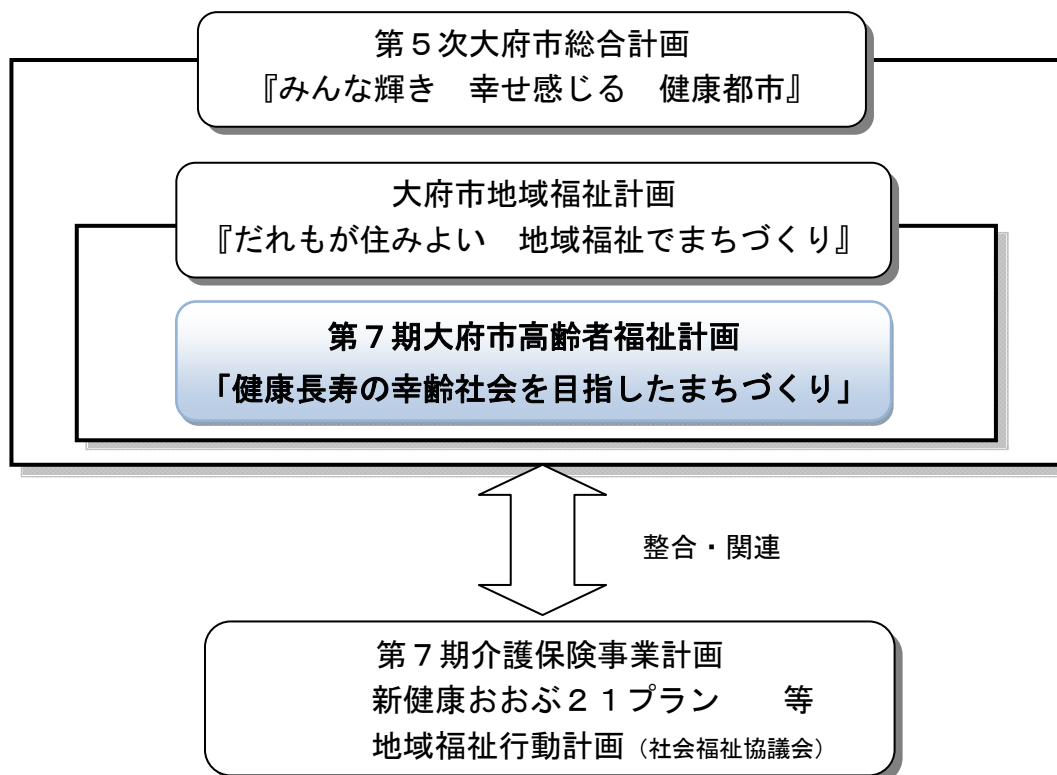
これらを背景としながら、安心して生活でき、長寿を喜べる幸齢社会の実現に向けて「第6期大府市高齢者福祉計画」を継承しながら、課題を整理し、「第7期大府市高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき策定するもので、第7期の計画となります。

また、「第5次大府市総合計画（2010～2020）」及び「大府市地域福祉計画（2010～2020）」を上位計画とし、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく知多北部広域連合（大府市・東海市・知多市・東浦町）が策定する第7期介護保険事業計画とも整合性を図っています。

さらに、平成29年12月制定の「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」の基本理念を反映した計画とします。



大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例 基本理念

- ①認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症の人やその家族の視点に立って取り組むこと。
- ②認知症の人をはじめとして、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこと。
- ③市民、事業者、地域組織、関係機関及び市が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携すること。

3 計画の期間

第6期大府市高齢者福祉計画と同様に介護保険事業計画との整合性を図るため、知多北部広域連合が策定する第7期介護保険事業計画に合わせて、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成・年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
西暦・年度	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総合計画	第4次総合計画														
					第5次総合計画（～H32）										
地域福祉計画 （社会福祉法）	総合保険福祉計画														
	同 後期計画														
					地域福祉計画（～H32）										
高齢者福祉計画 （老人福祉法） （（旧）老人保健法）	老人保健福祉計画														
				第4期 高齢者福祉計画											
					第5期 高齢者福祉計画										
						第6期 高齢者福祉計画									
							第7期 高齢者福祉計画								
介護保険事業計画 （介護保険法）	第2期 介護保険 事業計画														
	第3期 介護保険事業計画														
		第4期 介護保険事業計画													
			第5期 介護保険事業計画												
				第6期 介護保険事業計画											
					第7期 介護保険事業計画										

第2章 基本理念

1 基本理念

「健康長寿の幸齢社会を目指したまちづくり」

我が国の平均寿命が世界で最高水準に達し、高齢化が進行する中で、心身ともに健康で幸せに暮らすことは、市民共通の願いです。

本市は、高齢期を迎えても、社会の一員として積極的に地域に参加することができ、自ら健康づくりに取り組める地域社会の実現を目指します。

また、日常生活において援助を必要とする状態となっても、高齢者が住み慣れたところで豊かに充実した生活を送ることができるよう、人生90年時代にふさわしい幸齢社会を目指したまちづくりのための諸条件の整備を進めます。

2 基本目標

高齢者一人ひとりの健康状態や生活環境に合わせ、自らの選択により、地域の中で安心していつまでも暮らしていくことのできるまちづくりを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた高齢者福祉施策を進めます。

● 社会参加の場づくり

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持った生活を送るとともに、社会を支える担い手として地域の中で積極的に活動できるよう、社会参加のための場と機会を提供します。また、ひとり暮らし高齢者、閉じこもりがちな高齢者等が、活気ある生活を送ることができるよう、社会参加を促す取組を推進します。

● 健康で安心して生活するための支援

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を送るために必要なサービスを充実し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防に取り組めます。また、認知症への対応、在宅医療・介護の連携体制の構築、権利擁護の推進等、様々な課題の解決を図ります。

● 介護が必要になったときの支援

知多北部広域連合の第7期介護保険事業計画による介護保険事業の推進を図るとともに、住み慣れた地域で無理のない自立した生活ができるようにサービスを提供します。

第3章 高齢者の現状

1 人口構造等

(1) 人口・高齢化率の推移

平成25年度以降の人口・高齢化の推移は、表3-1-1のとおりです。平成29年4月1日現在の大府市の総人口は91,384人で、平成25年度から平成29年度の増加率は4.0%であり、全国的には人口減少社会を迎えている中であって、本市の人口は毎年1%前後の緩やかな増加傾向にあります。同様に65歳以上の高齢者人口は19,107人で、高齢化率は20.9%です。これは、同時点の全国の高齢化率27.5%、愛知県の高齢化率24.4%よりも低い状況ですが、高齢者人口は平成25年度から15.7%増加しています。

また、高齢化率の前年度に対する伸びは、平成26年度0.8%、平成27年度0.7%、平成28年度0.4%、平成29年度0.2%で推移しており、高齢化は年々着実に進んでいます。

75歳以上の後期高齢化率は9.4%で、平成25年度から平成29年度の後期高齢者の人口の増加率が24.7%と、高齢者全体の増加率（15.7%）を上回っており、高齢者の中に占める後期高齢者の割合は年々高まっている状況です。

■表 3-1-1 人口・高齢化率の推移（各年度4月1日現在）

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
総人口	人 口	87,863 人	88,550 人	89,423 人	90,160 人	91,384 人
	増 加 率	—	0.8%	1.8%	2.6%	4.0%
高齢者 (65 歳以上)	人 口	16,512 人	17,354 人	18,160 人	18,696 人	19,107 人
	増 加 率	—	5.1%	10.0%	13.2%	15.7%
	高齢化率	18.8%	19.6%	20.3%	20.7%	20.9%
後期高齢者 (75 歳以上)	人 口	6,875 人	7,183 人	7,607 人	8,058 人	8,572 人
	増 加 率	—	4.5%	10.6%	17.2%	24.7%
	後期高齢化率	7.8%	8.1%	8.5%	8.9%	9.4%

※ 増加率は、平成25年度を基準とした各年度の伸び率です。

(2) 人口構造

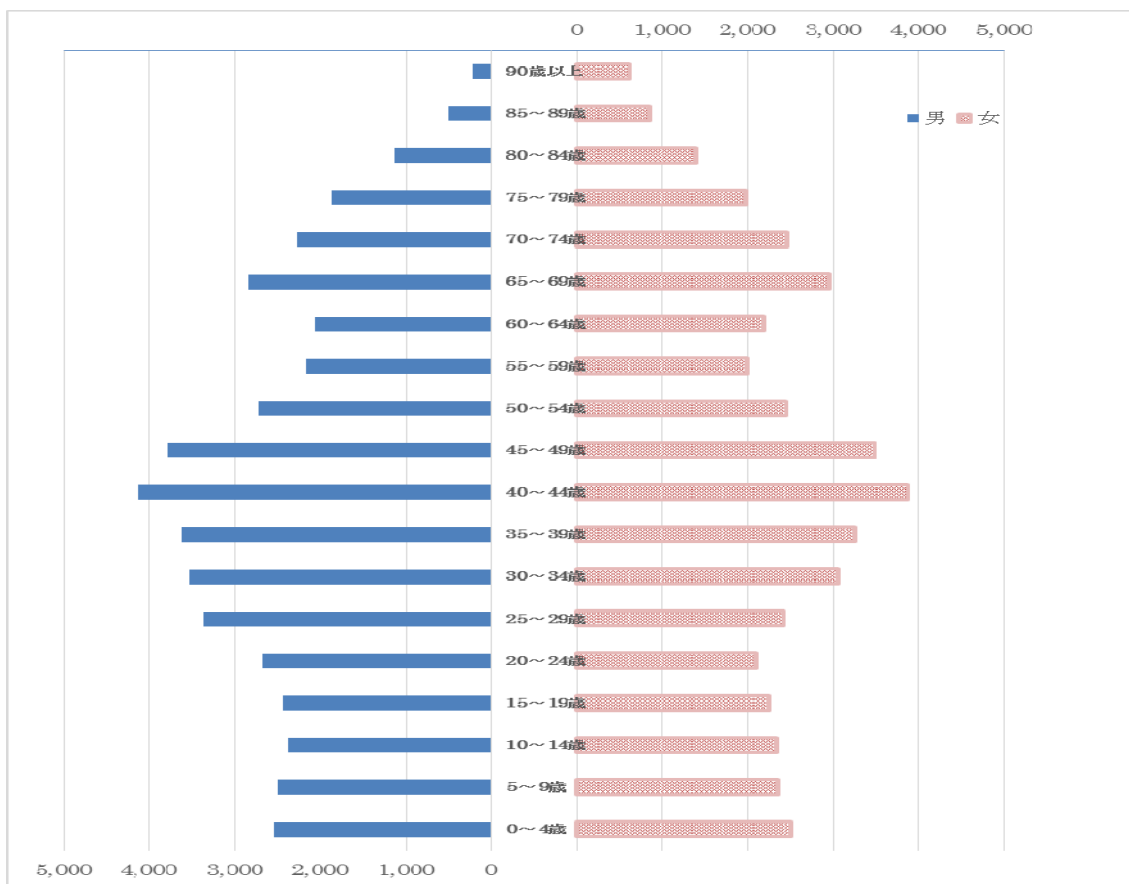
平成29年4月1日現在の年代別の人口は、表3-1-2のとおりです。団塊の世代を中心に65歳から74歳までの人口が多く、今後も高齢化が進むことが予想されます。また、高齢者人口の男女比率は、全体では女性の方が高く、年齢が高くなるほど女性の比率が高くなっています。

■表3-1-2 5歳階級別人口（平成29年4月1日現在）

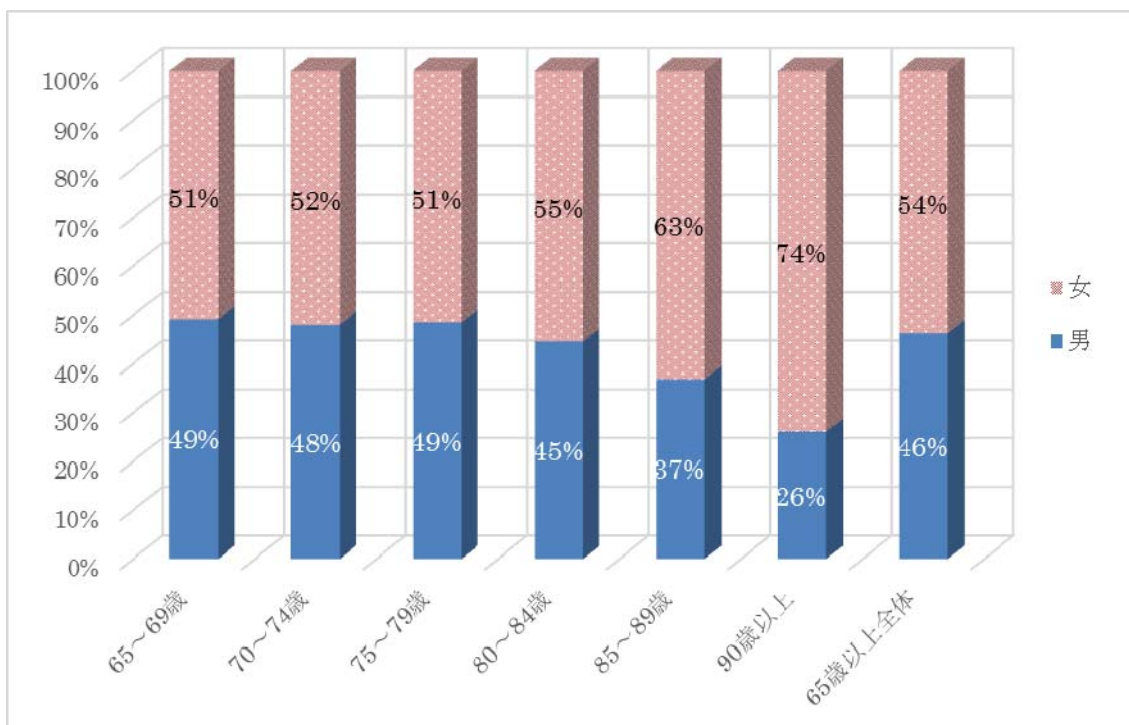
区 分	男	女	計
0～4歳	2,548人	2,515人	5,063人
5～9歳	2,500人	2,347人	4,847人
10～14歳	2,379人	2,334人	4,713人
15～19歳	2,442人	2,247人	4,689人
20～24歳	2,677人	2,113人	4,790人
25～29歳	3,368人	2,431人	5,799人
30～34歳	3,539人	3,060人	6,599人
35～39歳	3,630人	3,259人	6,889人
40～44歳	4,134人	3,878人	8,012人
45～49歳	3,775人	3,496人	7,271人
50～54歳	2,726人	2,454人	5,180人
55～59歳	2,175人	1,997人	4,172人
60～64歳	2,063人	2,190人	4,253人
65～69歳	2,852人	2,952人	5,804人
70～74歳	2,270人	2,461人	4,731人
75～79歳	1,861人	1,976人	3,837人
80～84歳	1,132人	1,406人	2,538人
85～89歳	501人	859人	1,360人
90歳以上	218人	619人	837人
合 計	46,790人	44,594人	91,384人
年少人口 (0～14歳)	7,427人 15.9%	7,196人 16.1%	14,623人 16.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	30,529人 65.2%	27,125人 60.8%	57,654人 63.1%
高齢者人口 (65歳以上)	8,834人 18.9%	10,273人 23.0%	19,107人 20.9%
前期高齢者人口 (65～74歳)	5,122人 10.9%	5,413人 12.1%	10,535人 11.5%
後期高齢者人口 (75歳以上)	3,712人 7.9%	4,860人 10.9%	8,572人 9.4%

※ 年少人口～後期高齢者人口の下段は、合計人口に対する構成比です。

■グラフ 3-1-3 5 歳階級別人口ピラミッド（平成 29 年 4 月 1 日現在）



■グラフ 3-1-4 65 歳以上人口男女比率（平成 29 年 4 月 1 日現在）



2 被保険者別認定者の推移

(1) 被保険者別の認定率等の推移

介護保険の被保険者別の要介護・要支援の認定状況は、表 3-2-1 のとおりです。平成 29 年度現在の第 1 号被保険者の認定率は 14.97% で、全国の 18.0%（暫定値）より低い状況にあります。また、第 1 号被保険者の認定率は、微増又は微減で推移し、総じて横ばいの傾向にありますが、高齢者数自体が増加しているため、認定者数については増加傾向にあります。

なお、第 2 号被保険者の認定率は、微減傾向で推移しています。

平成 29 年度の後期高齢者の認定率は 28.58% で、約 3.5 人に 1 人が要介護認定を受けていることとなり、前期高齢者の約 25.8 人に 1 人と比べて、著しく高くなっています。

■表 3-2-1 被保険者別認定状況（各年度 4 月 1 日現在）

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第 1 号被保険者 (65 歳以上)	被保険者数	16,451 人	17,366 人	18,158 人	18,701 人	19,107 人
	認定者数	2,399 人	2,491 人	2,682 人	2,777 人	2,860 人
	認 定 率	14.58%	14.34%	14.77%	14.85%	14.97%
	前期高齢者 (65～74 歳)	被保険者数	9,593 人	10,176 人	10,552 人	10,638 人
		認定者数	377 人	401 人	422 人	420 人
		認 定 率	3.93%	3.94%	4.00%	3.88%
	後期高齢者 (75 歳以上)	被保険者数	6,858 人	7,190 人	7,606 人	8,063 人
		認定者数	2,022 人	2,090 人	2,260 人	2,357 人
		認 定 率	29.48%	29.07%	29.71%	28.58%
第 2 号被保険者 (40～64 歳)	被保険者数	27,349 人	27,674 人	27,967 人	28,295 人	28,744 人
	認定者数	90 人	88 人	87 人	84 人	75 人
	認 定 率	0.33%	0.32%	0.31%	0.30%	0.26%

(2) 要介護度別の認定者数の推移

要介護度別の認定者の状況は、表 3-2-2 のとおりです。平成 29 年度の認定者数は、平成 25 年度に比べ、17.9%増加しており、全ての要介護度で15%以上増加しています。要介護度別の構成比には大きな変化は見られません。

平成 29 年度の構成比においては、要介護 2 が 18.26%で最も多く、続いて要介護 1 が 17.28%となっています。

■表 3-2-2 要介護度別認定状況（各年度 4 月 1 日現在）

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	構成比
要支援1	認定者数	260 人	278 人	261 人	292 人	303 人	10.32%
	増 加 率	—	6.9%	3.8%	12.3%	16.5%	
要支援2	認定者数	403 人	391 人	447 人	466 人	493 人	16.80%
	増 加 率	—	-2.9%	10.9%	15.6%	22.3%	
要介護1	認定者数	439 人	462 人	508 人	545 人	507 人	17.28%
	増 加 率	—	5.2%	15.7%	24.1%	15.5%	
要介護2	認定者数	465 人	507 人	523 人	497 人	536 人	18.26%
	増 加 率	—	9.0%	12.8%	6.9%	15.3%	
要介護3	認定者数	362 人	350 人	407 人	428 人	433 人	14.75%
	増 加 率	—	-3.3%	12.4%	18.2%	19.6%	
要介護4	認定者数	299 人	312 人	338 人	334 人	359 人	12.23%
	増 加 率	—	4.3%	13.0%	11.7%	20.1%	
要介護5	認定者数	261 人	279 人	285 人	299 人	304 人	10.36%
	増 加 率	—	6.9%	9.2%	14.6%	16.5%	
計	認定者数	2,489 人	2,579 人	2,769 人	2,861 人	2,935 人	100.00%
	増 加 率	—	3.6%	11.2%	14.9%	17.9%	

※ 増加率は、平成 25 年度を基準とした各年度の伸び率です。

3 計画期間中における高齢者等の状況

(1) 人口推計

計画期間中における人口は、平成27年4月1日現在の住民基本台帳の統計値を基点として、コーホート要因法により、計画最終年度の平成32年度の人口推計を行いました。

平成32年度の大府市の総人口は、平成29年度と比べ1.7%の増加となります。年少人口と、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも増加していますが、高齢者の世代別でみると、65歳から74歳までの前期高齢者人口は減少し、平成32年度には平成29年度と比べて6.5%程度の減少が見込まれています。対して、75歳以上の後期高齢者人口は、平成32年度には平成29年度と比べて15.0%の増加率になるものと見込まれ、後期高齢者人口が著しく増加する傾向になると予想されます。

※コーホート要因法

コーホート要因法とは、3つの人口変動要因（出生、死亡 および人口移動）の仮定に基づいて、コーホート（同じ年に生まれた人たちのこと。いわゆる「同世代」の人々の集団）毎に将来人口を推計する手法です。

■表 3-3-1 人口推計の増加率（各年度4月1日現在）

区 分		29 年度	32 年度(計画最終年度)
総 人 口	人 数	91,384 人	92,972 人
	増加率	—	1.7%
年少人口 (0～14 歳)	人 数	14,623 人	14,652 人
	増加率	—	0.2%
生産年齢人口 (15～64 歳)	人 数	57,654 人	58,608 人
	増加率	—	1.7%
高齢者人口 (65 歳以上)	人 数	19,107 人	19,712 人
	増加率	—	3.2%
前期高齢者人口 (65～74 歳)	人 数	10,535 人	9,855 人
	増加率	—	-6.5%
後期高齢者人口 (75 歳以上)	人 数	8,572 人	9,857 人
	増加率	—	15.0%

※増加率は、平成29年度を基準とした各年度の伸び率です。

■表 3-3-2 人口推計（各年度 4 月 1 日現在）

区 分	29 年度	32 年度(計画最終年度)
0～ 4 歳	5,063 人	5,089 人
5～ 9 歳	4,847 人	4,833 人
10～14 歳	4,713 人	4,730 人
15～19 歳	4,689 人	4,924 人
20～24 歳	4,790 人	5,243 人
25～29 歳	5,799 人	5,674 人
30～34 歳	6,599 人	6,215 人
35～39 歳	6,889 人	6,597 人
40～44 歳	8,012 人	6,987 人
45～49 歳	7,271 人	8,108 人
50～54 歳	5,180 人	6,214 人
55～59 歳	4,172 人	4,676 人
60～64 歳	4,253 人	3,970 人
65～69 歳	5,804 人	4,526 人
70～74 歳	4,731 人	5,329 人
75～79 歳	3,837 人	4,460 人
80～84 歳	2,538 人	2,820 人
85～89 歳	1,360 人	1,611 人
90 歳以上	837 人	966 人
合 計	91,384 人	92,972 人
年少人口 (0～14 歳)	14,623 人 16.0%	14,652 人 15.8%
生産年齢人口 (15～64 歳)	57,654 人 63.1%	58,608 人 63.0%
高齢者人口 (65 歳以上)	19,107 人 20.9%	19,712 人 21.2%
前期高齢者人口 (65～74 歳)	10,535 人 11.5%	9,855 人 10.6%
後期高齢者人口 (75 歳以上)	8,572 人 9.4%	9,857 人 10.6%

※ 年少人口～後期高齢者人口の下段の％は、合計人口に対する構成比です。

※ 平成 29 年度は実際の人口です。

第4章 計画の重点項目

1 施策の体系

基本目標	施策分野	具体的施策	頁
(1) 社会参加の場づくり	①地域活動の促進	ア. ふれあいサロン	13
		イ. 常設サロン	14
		ウ. 活動拠点の整備	15
		エ. 老人クラブ活動の支援	16
		オ. 敬老事業	16
		カ. 運動等を通じた社会参加	18
		キ. ボランティア、NPO活動の促進	19
		ク. 生涯学習の充実	19
	②就労機会の充実	ア. シルバー人材センター	21
		イ. ワークプラザおおぶ	22
(2) 健康で安心して生活するための支援	③外出支援の促進	ア. 福祉タクシー料金の助成	22
		イ. ふれあいパス70の交付	23
	①生活支援サービスの充実	ア. 在宅サービス	25
		イ. 家族介護支援事業	27
		ウ. 見守り体制の充実	28
	②認知症施策の推進	ア. 認知症の人への支援	30
		イ. 家族支援	33
		ウ. 地域で認知症の人と家族を支える取組	34
	③権利擁護の推進	ア. 高齢者虐待防止対策	36
		イ. 成年後見利用促進事業	37
	④住生活環境整備の支援	ア. 養護老人ホーム	38
		イ. 住宅改修助成事業	39
		ウ. 高齢者住宅等安心確保事業	39
		エ. 高齢者向け住宅等	40
	⑤災害時の支援	ア. 災害時要援護者支援	40
		イ. 福祉避難所協定	41
		ウ. 防災対策の推進	42
	⑥在宅医療・介護連携の推進	ア. ICT技術の活用の推進	43
		イ. 多職種連携のためのネットワークづくり	44
		ウ. 市民等への啓発活動	45
	⑦相談機関の充実	ア. ふれあいサポートセンター「スピカ」	45
		イ. 高齢者相談支援センター	47
	⑧介護予防のための健康づくり事業の推進	ア. 介護予防・生活支援サービス事業	48
		イ. 一般介護予防事業	49
		ウ. 生活支援・介護予防の体制づくり	52
(3) 介護が必要になったときの支援	①介護保険サービスの充実	ア. 施設・居住系サービス	53
		イ. 居宅系サービス	55

2 具体的な施策

(1) 社会参加の場づくり

① 地域活動の促進

ア. ふれあいサロン

ふれあいサロンは、地域の集会所や公共施設等で、高齢者が気軽に集うことのできる場所です。趣味の活動や茶話会などを通して、高齢者が自宅に閉じこもることなく、楽しんで交流できる場となっています。

ふれあいサロンが増えるよう、開設時の経済的負担を軽減する初期活動費の補助を行っています。さらに、サロン活動に協力できるような地域活動者の養成研修や年間の活動費の補助が社会福祉協議会によって行われています。

■表 4-2-1-1 ふれあいサロン（各年度3月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
ふれあいサロン設置数	95 か所	92 か所	99 か所
初期活動費補助件数	1 か所	1 か所	1 か所
地域活動者養成研修受講者延人数	450 人	407 人	563 人

《現状・課題》

ふれあいサロンの設置目標数は、第5次大府市総合計画において平成32年度末に100か所としています。増減はあるものの、その水準は維持しています。新しくサロンが開設される一方で、小規模なサロンの中には、世話人の高齢化や体調不良などにより担い手の確保が難しく、活動を休止するところもあります。

《目標・計画》

自宅から徒歩で通える居場所としてのふれあいサロンの開設を支援するとともに、高齢者自身がサロンの担い手として活動できるように、初期活動費の一部助成や地域活動者の養成研修を実施し、地域づくりコーディネーターによる支援を行います。

イ。常設サロン

常設型のサロンは、気軽にいつでも行くことができるという利点があります。こういった場が地域に増えるよう、初期活動費の助成だけでなく、運営費や家賃等の補助を平成 29 年度から開始しました。

■表 4-2-1-2 常設サロン（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
常設サロン設置数	6 か所	6 か所	5 か所

《現状・課題》

常設型のサロンは運営に関わる人や、賃貸物件などの場所、運営費の確保が難しく、NPO 法人や老人クラブが運営母体となることが多い状況です。平成 29 年 4 月には、有志による団体が運営するサロンができ、市内での設置数は 6 か所となりました。

《目標・計画》

地域づくりコーディネーターによる人材発掘や協力機関への働きかけにより、地域の理解と協力を得て、常設サロン開設への機運を高めていきます。高齢者を中心に、多様な人々が交流できる場として常設サロンが活用されるように、また、効果的にサロンを紹介できるように努めます。

ウ. 活動拠点の整備

高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進するために、各地区で老人憩の家や児童老人福祉センターの運営を行っており、多くのクラブ活動が行われ、交流の場となっています。

また、高齢者及び児童の複合施設においては、世代間交流の場となっています。

■表 4-2-1-3 老人福祉施設の利用状況（各年度 3 月末現在）

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
北崎福祉の家 ※平成 26 年 11 月まで	3,569	—	—
北山児童老人福祉センター (北山老人憩の家)	9,679	9,210	9,701
大府児童老人福祉センター	47,011	45,848	44,987
神田児童老人福祉センター	5,206	5,270	5,218
神田児童老人福祉センター（北崎分館） ※平成 27 年 2 月開所	2,528	14,710	15,866
東山児童老人福祉センター	23,010	20,925	20,273
共和西児童老人福祉センター	8,941	8,869	8,897
吉田児童老人福祉センター	7,329	6,703	6,783
石ヶ瀬児童老人福祉センター	11,140	10,962	11,673
合 計	118,413	122,497	123,398

《現状・課題》

地域の中の活動拠点として多数の高齢者に利用されており、児童老人福祉センターでは、高齢者と児童との世代間交流も活発に行われています。

神田児童老人福祉センター北崎分館は、北崎福祉の家の老朽化に伴う建て替えにより、平成 27 年 2 月に新たな施設としてオープンしました。指定管理者による施設運営では、シルバー寺子屋や常設型のサロンを運営しています。

《目標・計画》

今後も、高齢者が気軽に趣味の活動に参加でき、世代間交流ができるように施設運営や環境の整備をしていきます。

エ. 老人クラブ活動の支援

60 歳以上の高齢者が、「生きがいと健康づくり」及び「教養の向上」という2つの目標を掲げ、各地域で老人クラブ活動を展開しています。活発な老人クラブ活動を応援するため、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの運営費の補助や、社会福祉協議会を通じた運営の支援を行っています。

■表 4-2-1-4 老人クラブ（各年度 4 月 1 日現在）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度
単位老人クラブ数	71 クラブ	71 クラブ	72 クラブ
会員数	4,296 人	4,321 人	4,305 人
加入率（60 歳以上人口）	18.8%	18.7%	18.4%

《現状・課題》

単位クラブ数及び会員数ともおおそ横ばいですが、高齢者人口が増加傾向にあるのに対し、加入率は減少し、会員の平均年齢も高くなっています。平成 26 年度から活動内容に応じた事業部制とし、ボウリング大会やゴルフ大会など 60 代高齢者のニーズにも対応した多様な活動をしています。

《目標・計画》

高齢者の多様なニーズに対応した活動ができるよう、今後も引き続き老人クラブ活動の運営支援を行うとともに、老人クラブの広報・PR や、世代別の活動の充実などを行い、会員の加入促進に努めます。

オ. 敬老事業

（ア）敬老金

多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、長寿を祝い、感謝の意を表するため、敬老金を贈呈しています。

■表 4-2-1-5 敬老金贈呈者数

単位：人

区 分	金 額	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
数え 80 歳	3,000 円	590	625	686	—
数え 88 歳	10,000 円	219	297	256	307
数え 99 歳	30,000 円	21	27	28	24
数え 100 歳	30,000 円	—	—	—	20
満 100 歳以上	30,000 円	25	28	33	39
合 計		858	978	1,004	390

※数え 80 歳への贈呈は平成 28 年度で終了、数え 100 歳への贈呈は平成 29 年度から

(イ) 金婚・ダイヤモンド婚を祝う会

結婚 50 年及び 60 年を迎えた夫婦を祝う式典を開催し、賀詞や祝品、記念写真を贈呈しています。

■表 4-2-1-6 金婚・ダイヤモンド婚を祝う会申込者数

単位：組

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金婚 (結婚 50 年以上)	121	82	80	100
ダイヤモンド婚 (結婚 60 年以上)	24	18	13	21

(ウ) 敬老会

多年にわたり社会の進展に貢献した 70 歳以上の高齢者に対し、長寿を祝い、感謝の意を表するため、敬老会を実施しています。

式典では、健康な高齢者の模範として、80 歳以上で歯が 20 本以上ある高齢者に対し、「8020 表彰」を行っています。また、80 歳以上で社会に寄与し市民の模範となる高齢者や、90 歳以上で健康で生きがいを持ち元気に生活している高齢者を称えとともに、高齢社会にふさわしいライフスタイルを市民に広く紹介するため「いきいき幸齢者表彰」を行っています。

■表 4-2-1-7 敬老会

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
対象者数 (70 歳以上人口)	12,397 人	12,766 人	13,380 人	13,976 人
参加者 (記念品のみ受領者含む)	6,753 人	6,436 人	6,562 人	6,434 人
参加率	54.5%	50.4%	49.0%	46.0%
8020 表彰者数	59 人	53 人	82 人	76 人
いきいき幸齢者表彰	10 人	10 人	10 人	9 人

《現状・課題》

高齢者の平均寿命が 80 歳を超えたことにより、「長寿を祝う」という目的から対象者の見直しを行い、平成 28 年度で敬老金の数え 80 歳への配布を終了し、平成 29 年度から新たに数え 100 歳を対象としました。また、金婚・ダイヤモンド婚では、式典会場によって参加者数の増減があるため、高齢者にとって交通の利便性の高い会場で実施する事が望ましいと考えます。

敬老会は対象者が増加しているにもかかわらず、参加率が減少しています。団塊の世代の高齢化によりさらなる対象者の増加が予想されますが、「人生 90 年時代」といわれる現代にふさわしい事業のあり方を検討していく必要があります。

《目標・計画》

長寿を喜べる理想的な幸齢社会にふさわしい敬老事業のあり方をふまえ、事業の実施内容や対象年齢について見直しを含めた検討を進めます。

力。運動等を通じた社会参加

高齢者の社会参加及び健康増進を促すために、65 歳以上の高齢者が温水プール、温泉等を利用する料金の一部を助成する券の発行を行っています。

また、高齢者の健康増進や仲間との親睦を深めるため、老人クラブの会員を中心に「健康づくり老人スポーツ大会」を開催しています。

■表 4-2-1-8 温水プール、温泉等利用料金助成状況（各年度 3 月末現在） 単位：件

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
東部知多温水プール	7,039	6,418	6,487
げんきの郷めぐみの湯	19,959	20,735	21,094
あいち健康の森（プール・温泉・トレーニング施設）	9,948	9,510	9,783
勤労文化会館（トレーニング施設）	2,989	2,925	2,964
合 計	39,935	39,588	40,328

■表 4-2-1-9 健康づくり老人スポーツ大会 単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
老人スポーツ大会参加者数	790	780	825	758

《現状・課題》

温水プール、温泉等利用料金助成制度の延べ利用件数は 4 万件前後で推移しています。事業の定着や活動的な高齢者が増えたことなどにより、利用件数は一定の水準を保っています。

対象者の増加により、利用者数が増加することが考えられます。高齢者の引きこもり防止や健康増進に有効な事業として継続していく必要があります。健康づくり老人スポーツ大会は、老人クラブ会員の参加が大部分を占め、一般参加が少ない状況が続いています。

《目標・計画》

温水プール、温泉等利用料金助成券については、より健康づくりに役立つよう交付の仕方を検討します。また、引き続き事業の広報にも努めます。

健康づくり老人スポーツ大会は、一般参加者を増やすため、広報紙等で周知を図るとともに、魅力ある大会づくりに努めます。

キ。ボランティア、NPO活動の促進

ボランティア団体は、地域福祉の推進や福祉のまちづくりの重要な担い手となっています。

社会福祉協議会や大府市民活動センターでは、ボランティアやNPO法人、市民活動団体の地域活動、市民活動を支援する事業を推進し、活動の場と機会を提供しています。

■表 4-2-1-10 社会福祉協議会登録ボランティア団体数（各年度3月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
登録ボランティア団体数	67 団体	69 団体	70 団体

《現状・課題》

社会を支える一員として高齢者が楽しく積極的にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会及び市民活動センターが活動を支援しています。こういった活動は介護予防にもつながります。一方、高齢者の日常生活の困りごとを解消するため、市内のNPO法人や介護保険事業者が、有償ボランティア事業を積極的に展開しています。

こういった活動がより盛んになるよう、「地域づくりコーディネーター」を配置し、ボランティア等の担い手の養成や発掘、地域資源の開発やそのネットワーク化を支援します。

《目標・計画》

「地域づくりコーディネーター」や、同コーディネーターと連携する協議体としての機能を併せ持つ「地区福祉委員会」が関わることにより、地域でボランティアやNPO活動が盛んになるように努めます。

ク。生涯学習の充実

平成28年度に策定した「大府市生涯学習プラン2017」に基づき、高齢者が心身ともに健康で生きがいをもって生活することができるよう、地域の中で様々な学習の機会とその成果を活かす機会を提供します。

■表 4-2-1-11 公民館等を活動拠点としている自主学習団体数と

大人の学び舎延べ参加者数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
自主学習団体数	499 団体	490 団体	522 団体
大人の学び舎延べ参加者数	416 人	455 人	408 人

《現状・課題》

市内の各公民館では、60歳以上を対象とした寿大学を開催し、教養や趣味、スポーツやお笑いなどを題材とした、多様な授業内容で多くの高齢者の参加を得ています。

定年前後の男性の仲間づくりや生きがいづくりを目的とした、大人の学び舎講座では、講座終了後に地域活動やボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会や市内NPO法人と協働しています。そのほかにも、高齢者を対象としたバラエティ豊かな講座も開催しており、その中から自主学習団体が誕生することがあります。

《目標・計画》

高齢者が生きがいをもって地域活動などに参加できるよう、今後も関係機関と連携し、生涯学習の機会の提供を図るとともに、魅力的な講座づくりに努めます。また、自主学習団体での活動は高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつながるため、団体づくりを支援します。

② 就労機会の充実

ア. シルバー人材センター

シルバー人材センターは「自主・自立・共働・共助」を基本理念に高齢者が健康に気を付け、働く喜びと楽しさを感じつつ、地域社会に密着した活動を展開しています。

■表 4-2-1-12 会員数、事業実績等（会員数は各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
会員数	648 人	659 人	667 人
事業件数	8,063 件	8,219 件	8,099 件
就業率	90.1%	90.3%	89.1%
平均年間配分額（一人あたり）	379,182 円	384,841 円	392,756 円
入会率（60 歳以上人口）	2.8%	2.8%	2.9%

＜現状・課題＞

定年の延長や再雇用制度の定着により、全国のシルバー人材センターでは、会員数及び入会率ともに減少傾向にある中で、本市のシルバー人材センターはこの数年会員数を伸ばしています。事業所からの受注件数の増加や、独自事業の実施など、新たな事業を開拓したことが、会員増につながっています。

高齢者の生活上のちょっとした困りごとに対応するべく、高齢者軽度生活援助事業（ねこの手サービス）を開始し、新たな就業機会の確保を図っています。さらには、常設サロン「幸齢ゆめハウス」の運営といった仲間づくりと地域への貢献のための事業も実施しています。

＜目標・計画＞

高齢者の中には、健康である限り、働くことで社会参加をしていきたい、健康づくり、仲間づくりのために就業したいという人が数多くいます。

シルバー人材センターへの入会の促進を図るとともに、多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策を推進するため、高齢者の能力を活かし、そのニーズに応じた就業機会の確保及び提供に引き続き取り組みます。

イ. ワークプラザおおぶ

大府市就業支援センター「ワークプラザおおぶ」にはハローワークの求人検索機4台が設置されており、職業相談員による職業紹介や職業相談と、市の生活支援サービスの窓口案内や情報提供を行っています。

■表 4-2-1-13 ワークプラザおおぶ窓口利用件数、職業相談件数 単位：件

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
窓口利用件数	10,695	9,892	7,654
職業相談件数	2,820	2,436	3,812

《現状・課題》

窓口利用件数は景気の影響を受けて減少していますが、相談員による職業相談は一定の利用があります。今後も、就労意欲の高い高齢者や経済的に困難な高齢者等のために、ワークプラザおおぶの周知を図り、活用を促進する必要があります。

《目標・計画》

今後もワークプラザおおぶと連携を図り、就労意欲の高い高齢者や経済的に困難な高齢者の就労を支援します。

③ 外出支援の促進

ア. 福祉タクシー料金の助成

介護施設や医療施設に入所・入院していない要介護3以上の認定を受けた人に対し、外出支援及び外出に係る経済的負担を軽減するため、リフト付福祉タクシーの料金助成券を交付しています。

■表 4-2-1-14 リフト付福祉タクシー料金助成の利用状況

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数	141 人	191 人	171 人
延利用回数	1,090 回	1,279 回	1,089 回

《現状・課題》

平成20年度から利用対象者に要介護3の認定者を追加して以来、福祉タクシーのサービスが定着してきたことから、利用実績は横ばいの状況となっています。利用目的としては、通院に使われることが多く見受けられます。

《目標・計画》

リフト付の車でなければ外出が難しい高齢者の外出の利便性を確保するとともに、経済的負担の軽減を図るため、継続して実施します。あわせて、公共交通機関や市循環バスの利用が難しい高齢者の外出支援を充実させるため、利用方法についての見直しを検討します。

イ. ふれあいパス 70 の交付

70 歳以上の高齢者に、外出支援及び外出に係る経済的負担を軽減するため、平成 20 年度から、市循環バスの無料券（ふれあいパス 70）の交付を行っています。

■表 4-2-1-15 ふれあいパス 70

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
交付者数	458 人	426 人	477 人
累積交付枚数	5,036 枚	5,462 枚	5,939 枚
ふれあいパス延利用者数	72,924 人	76,971 人	81,057 人

《現状・課題》

高齢者の身近な移動手段である循環バスの乗車賃を無料とすることで、外出支援及び経済的負担の軽減を図っています。市循環バスの利用者の約半数はふれあいパスを使用しています。

《目標・計画》

運転免許証を自主返納した高齢者のためにも、代替移動手段の確保が必要です。自分で車を運転しなくても外出頻度が低下しないように、移動手段の検討をする必要がありますが、その一つとして事業の周知に努めつつ、継続して実施します。

(2) 健康で安心して生活するための支援

介護保険制度の導入により、高齢者の在宅福祉施策は、自立生活や介護予防に必要な施策を推進することが求められるようになりました。介護保険サービスとの調整を図り、一人ひとりの状況に応じた生活支援事業を推進します。

■表 4-2-2-1 生活支援事業の利用状況

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
配食サービス ※利用世帯数は年度末の数値	利用世帯数	88 世帯	81 世帯	70 世帯
	延利用食数	14,433 食	18,695 食	19,348 食
緊急通報装置の設置	設置台数	133 台	158 台	106 台
寝具のクリーニング・乾燥サービス	利用者数	5 人	5 人	6 人
	延利用枚数	59 枚	33 枚	25 枚
理美容サービス	利用者数	41 人	32 人	32 人
	延利用件数	100 件	118 件	110 件
福祉電話の貸与	貸与台数	4 台	4 台	2 台
電話家庭訪問	利用世帯数	15 件	13 件	10 件
日常生活用具の給付	延給付件数	1 件	1 件	0 件
軽度生活援助事業 (ねこの手サービス)	実利用者数	83 人	98 人	111 人
	延利用枚数	1,264 枚	1,379 枚	1,493 枚
家族介護用品購入券の支給	利用者数	13 人	23 人	18 人
	延利用件数	458 件	989 件	961 件
介護者家族健康教室	参加者数	45 人	46 人	隔年開催
養護老人ホーム短期入所	利用回数	0 回	0 回	0 回
	延利用日数	0 日	0 日	0 日
生活管理指導短期宿泊	利用回数	0 回	0 回	0 回
	延利用日数	0 日	0 日	0 日

① 生活支援サービスの充実

ア. 在宅サービス

(ア) 配食サービス

買い物や食事づくりが難しくなった単身の高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、健康増進を図るとともに安否を確認するため、配送料を市が負担し、1日1食を各家庭に配達しています。

《現状・課題》

新たな利用者が増える一方で、施設入所等により利用をやめる人がいるため、年間で利用世帯数は減少しています。しかし、配食数は増加しており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に欠かせない事業と考えます。

平成26年度からは弁当業者と配送業者を一本化し、合わせて利用者が選択できる弁当業者や弁当の種類を増やし、利便性の向上を図っています。

(イ) 緊急通報装置の設置

虚弱なひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対する不安を解消するとともに心身の安全を確保するために、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応及び相談業務を無料で行っています。

《現状・課題》

緊急通報装置を介した救急搬送は、月に1、2件程度ですが、平常時から積極的な相談業務を行うことで、ひとり暮らし高齢者や離れて住んでいるその家族の不安感の解消につながっています。

(ウ) 寝具のクリーニング・乾燥サービス

所得税非課税世帯の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、月に一度、寝具のクリーニング及び乾燥を無料で行っています。

《現状・課題》

平成8年度から毎月実施しています。ホームヘルプサービスの充実に伴い、利用人数や利用枚数の実績は、年々減少傾向にあります。

（エ）理美容サービス

市内の理容組合及び美容組合の協力を得て、要介護4及び5の認定を受けた人で、日常生活においてほぼ全面的な介護を要する寝たきり高齢者等の家庭を訪問し、調髪を行っています。

平成18年度から、施術料の一部を自己負担としています。

《現状・課題》

延利用件数は横ばいですが、在宅で生活する外出が困難な寝たきり高齢者やその家族の負担を軽減するため、必要な事業であると考えます。

（オ）福祉電話の貸与と電話家庭訪問

電話のない所得税非課税世帯のひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与し、また、電話家庭訪問を希望するひとり暮らし高齢者に対し、生活援助員が、週2回、電話による安否確認、生活相談、助言などを行っています。

《現状・課題》

福祉電話の貸与については、携帯電話の普及が進み、新たな利用希望者は少なく、貸与者は減少傾向にあります。

一方、電話家庭訪問については、生活援助員との信頼関係が構築されており、安否確認だけでなく、社会とのつながりの一翼を担っています。

（カ）日常生活用具の給付

要介護者やひとり暮らし高齢者の日常生活の便宜を図るため、生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）を給付しています。

《現状・課題》

電磁調理器の給付が年に1件程度という現状です。近年は安価な生活用具があるため、申請がほとんどありません。

（キ）軽度生活援助事業（ねこの手サービス）

平成24年度から75歳以上のひとり暮らし高齢者や、75歳以上の高齢者のみの世帯に介護保険サービスでは行き届かない日常生活の困りごとを解消するため、軽度な援助を受けられる利用券を発行しています。

《現状・課題》

平成24年度からシルバー人材センターとの協働により事業を開始しています。事業が定着し、利用者数や利用実績は伸びています。

《目標・計画》

在宅サービスについては、高齢者相談支援センターや民生児童委員、ケアマネジャー等とも連携し、対象者のニーズを的確に把握しながら、アセスメントを踏まえ、一人ひとりに合った適切なサービスの提供に努めます。

また、個々の事業の実施状況を踏まえ、対象者の範囲や事業内容の見直しを行います。

イ。家族介護支援事業

(ア) 家族介護用品購入券の支給

介護施設や医療施設に入所・入院していない要介護4又は5と認定された高齢者等を在宅で介護し、かつ、世帯員全員が市民税非課税世帯に属する人に、市内の指定薬局・薬店でおむつ等が購入できる介護用品購入券を支給しています。

《現状・課題》

利用者数、延利用件数は減少傾向ですが、1人あたりの利用件数は一定の範囲を維持しており、利用者の介護費用の負担軽減に役立っています。

(イ) 介護者家族健康教室

介護をしている人や介護について学びたい人を対象に、7回程度の介護者家族健康教室を開催しています。介護知識・技術の習得だけでなく、同じような立場にある人との交流の場にもなっています。平成28年度からは認知症を介護する家族向けの講座を開始しており、隔年開催としました。

《現状・課題》

前年度の教室実績から介護者のニーズ把握をし、より魅力的な内容になるように教室の内容や講師陣を見直しながら実施しています。

(ウ) 養護老人ホーム短期入所

要介護認定に該当しない虚弱な高齢者と生活を共にしている介護者が、冠婚葬祭等で一時的に自宅を留守にする場合等に、養護老人ホーム等を短期間利用することができます。

《現状・課題》

平成25年度から利用実績はありませんが、虐待事案などで緊急に高齢者を保護する必要がある場合で、かつ、介護保険制度を利用できない場合に対応できる制度として、事業の継続が必要です。

(エ) 生活管理指導短期宿泊

高齢者で、生活習慣上の改善が必要な人や社会適応が困難な人が、特別養護老人ホーム、老人保健施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム等の空きベッドを利用して短期間宿泊することができます。

《現状・課題》

介護保険制度が充実してきたことにより、平成26年度から利用実績が無くなったと考えられます。

《目標・計画》

高齢者を介護している家族は、介護期間の長期化等により、肉体的、精神的又は経済的な負担が大きいことから、家族の負担を軽減する事業を継続して実施します。利用のない制度については見直しを検討していきます。

ウ. 見守り体制の充実

(ア) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態調査

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の実態調査を、民生委員の協力を得て実施しています。該当者は、福祉票を作成し、緊急時の迅速な対応のため、活用しています。

■表 4-2-2-2 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯（65歳以上）

（各年度3月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
ひとり暮らし高齢者	1,626 人	1,757 人	1,819 人
高齢者世帯	2,268 世帯	2,351 世帯	2,594 世帯

《現状・課題》

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯は年々増加しています。また、民生委員は平成28年度から増員され、市全体で130人（主任児童委員除く）が配置される体制となっています。実態調査で作成された福祉票は行方不明高齢者の搜索や見守りなどによる緊急通報時に活用しています。

平成24年度からは、緊急連絡先やかかりつけ医を記入できる「おおぶ・あったか あんしんヘルプカード」を調査時に配布しています。

見守りが必要な高齢者を的確に把握する必要があります。

《目標・計画》

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の状況を把握するとともに、多様化する対象世帯の困りごとに対応するため、市、高齢者相談支援センター及び民生委員の3者で情報を共有する個別協議を継続して実施していきます。

65歳では元気な人もいることから、見守り対象者の的確な把握の仕方について検討します。

（イ）しなやかネット（見守りネットワーク）の構築

大府市地域福祉計画に基づき、ご近所同士が普段の暮らしの中でさりげなく見守り合いながら、日常とは異なる状況が起きた時には民生委員や市役所等の関係機関へ早期につなげてもらうための、緩やかな地域見守りネットワークの構築を進めています。平成25年度より、「しなやかネット」の取組をさらに機能的なものとするため、市内に拠点を置く事業者と「地域見守り活動に関する包括協定」を締結しています。

■表 4-2-2-3 地域見守り活動に関する包括協定締結事業者数(各年度3月末現在)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
事業者数	24 社	26 社	27 社

《現状・課題》

大府市地域福祉計画に基づき、自治区や民生委員、地域住民の協力を得ながら、見守りネットワークの構築を進めています。包括協定事業者数も着実に増えており、支援を要する対象者を早期に適切な機関につなげることができています。しかし、プライバシーの問題などからご近所同士の相互見守りが難しいケースもあります。

《目標・計画》

今後も自治区や地域住民の協力を得て、しなやかネットの取組を市内全域に展開していきます。地域見守り活動に関する包括協定については、今後も様々な業種の事業者にも協力を呼びかけ、体制の充実に努めます。

② 認知症施策の推進

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると予測されます。認知症有病率調査等によると我が国では、平成24年では65歳以上の高齢者の15%が認知症と推計されていますが、平成32年には17.2%になると考えられています。これを平成32年4月1日時点の高齢者人口から推計すると、市内の認知症高齢者数は3,390人になると推測されます。

本市では、平成21年度に認知症地域資源活用モデル事業を実施してから、住み慣れた場所で認知症の人が安心して暮らせるよう、様々な施策を実施しています。

平成29年度には全国に先がけて、「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定し、認知症の予防や認知症の人にやさしいまちづくりを推進します。

ア. 認知症の人への支援

（ア）認知症地域支援推進員

平成23年度から地域、医療、介護を有機的に結びつけるための「認知症地域支援推進員」を設置し、高齢者相談支援センターやケアマネジャー等と連携し、認知症の人やその家族への支援や相談にあたっています。

また、認知症疾患医療センターである国立長寿医療研究センターや、認知症介護研究・研修大府センター等からの協力を得ています。

《現状・課題》

認知症の人や家族への個別支援を充実させるだけでなく、平成21年度から作成している、認知症に関する相談先等をまとめた「おおぶ・あったか見守りマップ」の更新や支援機関への助言、外部の関係機関との連携を推進する地域支援ネットワーク会議の開催を行っています。他にも、市民が開設している認知症カフェ同士のつながりづくりと合同カフェの実施やPR、認知症介護家族交流会の支援などを実施しています。

《目標・計画》

認知症地域支援推進員設置事業においては、これまでの事業の成果を踏まえ、関係機関等との連携をさらに強化し、認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、認知症に対する理解の普及や、多職種協働による支援体制の整備、支援機関への研修の機会の提供、家族の介護負担の軽減のための支援等を推進します。

(イ) 認知症初期集中支援推進事業

在宅で認知症が疑われる方やその家族に対し、認知症に関係する専門チームが短期間に集中して訪問支援を行うもので、介護保険事業の認知症総合支援事業の一つとして実施します。支援チームは、保健師などの医療系職員と社会福祉士などの介護系職員、それらを指導する専門医によって構成されます。

《現状・課題》

本人が認知症を疑われる状態であっても自認できず、相談や病院受診を拒むケースがあります。状況が悪化してからでは支援が難しくなるため、医師の指導の下、初期に相談や受診につなげることが大切です。本市では、平成29年7月から試行的に支援チームを設置し、平成30年度からの事業開始に向けて準備を行っています。

《目標・計画》

平成30年度から、支援チームを高齢者相談支援センターに設置します。さらには、他機関との連携や協力体制の構築、支援の実施状況を検討するために、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置します。本市では認知症地域支援ネットワーク会議を検討委員会に位置づけます。

また、支援チームと高齢者相談支援センター両方の事業のPRに努めます。

（ウ）認知症地域支援ネットワーク会議

認知症施策の推進や、地域における支援体制の構築を目的として認知症支援に携わる関係者が参加する会議を開催します。さらに、認知症初期集中支援チーム検討委員会としての機能もあわせ持ちます。

《現状・課題》

認知症支援に関わる関係者が参加し、本市の認知症施策に関する情報共有や協議を行い、地域における支援体制の構築を図っています。

《目標・計画》

認知症施策の推進について協議し、情報交換や連携の場として活用していきます。

（エ）介護事業所の認知症対応力向上のための調査、研修

愛知県は、平成29年9月に認知症に関係する保健・医療・福祉の専門機関が集積している「あいち健康の森」とその周辺地域が一体となって認知症に理解の深いまちづくりのモデルとなる先進的な取組を推進する「オレンジタウン構想」を策定しました。この構想に基づく事業の一つとして、認知症介護研究・研修大府センター、本市、東浦町が共同して、介護保険サービス事業所等の認知症対応力の向上を図るため、調査及び研修会等を実施します。

《現状・課題》

認知症ケアには、専門的な知識と技術、高い倫理観が必要です。

県内には認知症介護研究・研修大府センターの認知症介護指導者養成研修にて学んだ認知症介護指導者が、平成29年10月現在で49人います。こういった人材を有効活用し、認知症への対応力を向上させる必要があります。

《目標・計画》

認知症ケアの実態調査を実施し、その調査結果に基づき、認知症介護指導者を活用した事業所等の職員に対する研修会や個別相談を行います。

イ。家族支援

(ア) 認知症介護家族支援

平成 28 年度から「認知症の人と家族の会 愛知県支部」が開発した「家族支援プログラム」に基づき、介護者家族が交流しながら認知症等について学ぶ講座を隔年で開催しています。

平成 29 年度からは、家族支援プログラム修了者を中心に希望者は誰でも参加できる「認知症介護家族交流会」を月 1 回実施し、認知症の人を介護している家族が同じ立場にある人と交流し、情報交換やリフレッシュできる場を提供しています。

《現状・課題》

認知症の人の介護者は、精神的、肉体的な負担が強くなりがちです。同じ立場同士で情報交換できる機会や正しい知識を得る機会は貴重なものとなっています。

しかし、一部の介護者家族からは、「認知症の人を介護しながら参加することが難しい」との声が上がっています。

《目標・計画》

認知症の人の介護者が気軽に参加できるように環境整備に努めます。家族会が自主的に活動できるような素地づくりも合わせて実施します。

(イ) 徘徊高齢者家族支援サービス

一人で外出したまま行方不明になるおそれのある認知症の高齢者の家族に対し、早期の発見・保護及び事故防止を図るため、位置情報を探索するための専用端末機を貸与し、行方不明になった時に高齢者の位置情報を提供しています。

■表 4-2-2-4 徘徊高齢者家族支援サービス（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用者数	5 人	5 人	3 人

《現状・課題》

認知症の人が行方不明となった件数は、全国的に年々増加しています。平成 29 年度からは、より小型の G P S 端末で駆け付けサービスなどのオプションが選択できるタイプに変更し、利用者の利便性の向上を図りました。一方、G P S 端末を入れた手荷物を置いたまま外出する可能性があることから、活用方法等を検討する必要があります。

《目標・計画》

行方不明への事前対応の方法の一つとして対象者の家族への積極的な制度の周知に努めるとともに、新しい製品や方法について情報収集をし、事業化を検討していきます。

ウ。地域で認知症の人と家族を支える取組

(ア) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るため、平成 21 年度から、認知症サポーターの養成及びフォローアップ研修を行っています。

■表 4-2-2-5 認知症サポーター（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
認知症サポーター養成講座開催回数	17 回	36 回	43 回
認知症サポーター養成数（年間）	672 人	1,454 人	1,319 人
認知症サポーター数（累計）	5,516 人	6,970 人	8,289 人

《現状・課題》

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、周囲の理解と協力が不可欠であり、認知症に対する偏見のない社会づくりを進めていく必要があります。これから社会を担う若年層や日常生活に密着した店舗等、幅広く積極的に認知症サポーターを養成するために、小中学校や市内の金融機関でもサポーター養成講座を実施しています。

《目標・計画》

今後も、幅広い年齢層や生活に密着した業種に対する認知症サポーターの養成を推進します。

(イ) おおぶ・あったか認知症カフェ登録

認知症の人や家族、地域住民、専門職を始め、誰もが気軽に参加でき、集う場である認知症カフェの設置を推進するために、平成 28 年度からカフェの登録事業を開始しています。平成 29 年 4 月現在では市内 5 か所に認知症カフェがあり、認知症の人や介護者、地域住民が気軽に参加し、交流を深めています。これらのカフェは市民が自主的に開催しているもので、認知症に対する意識の高さがうかがえます。

《現状・課題》

効果的なPR方法や自主的な活動が継続していけるよう、カフェ同士で情報交換できる場を提供し、運営の支援していく必要があります。

《目標・計画》

カフェ同士のネットワークを構築し、相乗的なPR活動ができるよう、合同カフェの実施などの支援を継続します。

(ウ) 徘徊搜索模擬訓練

認知症の人を地域で支える体制の構築を目的として、認知症の人が行方不明になった場合を想定し、各自治区の地区福祉委員会を中心に搜索訓練を行っています。

《現状・課題》

平成28年度に10地区全てで訓練を終了しました。平成29年度以降も訓練を行う地区があり、地域で認知症の人やその家族を支える体制づくりに寄与しています。

今後は、行動範囲が各地区外に及ぶことを想定し、広域的な搜索模擬訓練を実施する必要があります。

《目標・計画》

各地区による自主的な搜索模擬訓練や、広域的な搜索模擬訓練の実施が望まれているため、事業を継続していきます。

(エ) おおぶ・あったか見守りネット

平成21年10月から、認知症の人やその家族を支援するためのメールマガジン「おおぶ・あったか見守りネット」を配信しています。行方不明者の搜索依頼や認知症関連の研修会の案内等を随時配信しています。

■表 4-2-2-6 メールマガジン（各年度3月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
メールマガジン登録者数	482 人	600 人	701 人

《現状・課題》

行方不明高齢者の搜索には、多くの人に瞬時に正確な情報伝達が可能なメールマガジンが有効な手段です。さらに効果的に運用するには、より多くの登録者を確保する必要があります。

《目標・計画》

認知症サポーター養成講座、広報紙等の活用のほか、徘徊搜索模擬訓練の実施地区や「地域見守り活動に関する包括協定」締結事業者にもメールマガジンの登録を呼びかけ、登録者のさらなる確保に努めます。

③ 権利擁護の推進

ア. 高齢者虐待防止対策

高齢者に対し、身体的又は心理的（ことばでの）暴力を行ったり、日常生活の世話をしなかったりする「高齢者虐待」の防止に関する取組を協議するため、平成 15 年度に医師、弁護士、警察官、保健師等で構成する高齢者虐待防止連絡協議会を設置しました。平成 17 年度からは、高齢者虐待防止センターを開設し、必要な都度開催する高齢者虐待防止スクリーニング会議や支援会議で支援方針を協議しながら、高齢者虐待に適切に対応しています。

また、高齢者虐待の発生状況や援助内容を把握し、効果的な支援に向けた基礎資料を得るために、医療機関、民生委員、介護サービス事業所等を対象に、毎年アンケートを実施しています。

平成 21 年度からは、介護保険施設、介護サービス事業所、民生委員等を対象に高齢者虐待の認識を高めるための研修会を開催しています。

■表 4-2-2-7 高齢者虐待に関する相談及び対応

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
相談及び対応件数	53 件	53 件	52 件

《現状・課題》

相談及び対応件数は、毎年、新しく通報等に対応した件数です。

平成 28 年度は、52 件の内、通報件数は 27 件でその内 17 件を虐待と認定しています。また、虐待ではないものの、関係機関等からの相談は 25 件でした。

被虐待者の年齢は各年齢に分散しており、そのほとんどが女性でした。虐待の種類は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待です。虐待者の属性は、夫が最も多く、次いで息子の順でした。

本人はもとより虐待者に対しても、介護サービス事業所、高齢者相談支援センター、医療機関、警察等の関係機関と連携し、虐待の終結に向けた支援を行っています。

また、虐待は、発生を未然に防ぐことや早期発見が重要であることから

関係者や施設従事者等を対象に研修等を実施しています。

《目標・計画》

高齢者虐待防止等連絡協議会でいただいた意見等を踏まえ、高齢者虐待の防止や早期発見のための取組を継続して行います。また、全国的に増加傾向のある施設従事者による虐待を防止するためにも、啓発等により市民や関係者への周知を行い、それぞれの虐待の事例に適切に対応できるよう関係機関と連携を図ります。

イ。成年後見利用促進事業

認知症等により判断能力が低下した高齢者の自己の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用を促進しています。

平成 20 年度からは、知多半島5市5町共同で、NPO法人知多地域成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進のための事業を行っています。

親族による申立てが困難な人を対象に後見開始等の市長申立てを行い、必要に応じて知多地域成年後見センターによる法人後見業務を実施しています。

また、成年後見制度を利用するほどではないが、日常生活に不安を抱えている人については、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）の利用を勧めています。

■表 4-2-2-8 成年後見制度の利用等（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
知多地域成年後見センター相談件数※	446 件	369 件	324 件
市長申立て件数	6 件	3 件	6 件
法人後見受任件数	11 件	8 件	12 件
日常生活自立支援事業利用人数※	14 人	17 人	25 人

※件数及び人数には、高齢者ではない障がい者の利用も含まれます。

《現状・課題》

市長申立てによる後見開始の審判の請求は、毎年数件実施しています。

知多地域成年後見センターが実施する巡回相談や成年後見サポーター養成研修、成年後見フォーラム等により、制度の普及啓発活動を行っていますが、介護保険法の改正により、認知症施策の一つに位置付けられたため、より一層の制度の周知が必要です。

《目標・計画》

認知症の人やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者虐待への対応等に伴い、成年後見制度の必要性が高まるため、制度の周知に努めます。

④ 住生活環境整備の支援

ア. 養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な人を養護老人ホームへ入所措置しています。収入に応じた自己負担が必要となります。

■表 4-2-2-9 養護老人ホーム入所者数（各年度 3 月末現在）

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
養護老人ホーム東海福寿園（東海市）	6	4	4
養護老人ホーム東和荘（東浦町）	3	2	2
半田養護老人ホーム Link（半田市）	0	1	1
盲養護老人ホーム瀬古第二マザー園（名古屋市）	1	1	0
養護盲老人ホーム福寿園（田原市）	1	1	1
合 計	11	9	8

《現状・課題》

毎年新たな入所者が発生していますが、他の介護保険施設へ移行したり亡くなられたりして退所する人もいるため、入所者数全体は減少しています。

《目標・計画》

環境上の理由及び経済的理由により、養護老人ホームへの入所を希望する人に対しては、大府市老人ホーム入所判定委員会においてその必要性を審議し、適正な入所措置に努めます。

イ。住宅改修助成事業

要介護・要支援認定を受けている人の住宅改修に要した費用の一部を助成しています。

■表 4-2-2-10 住宅改修助成事業

単位：件

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
利用件数	45	66	62

《現状・課題》

ケアマネジャーや高齢者相談支援センターを通じて制度の周知が図られており、毎年一定の利用件数があります。

《目標・計画》

本事業は、介護保険制度の住宅改修の上乗せ制度となっています。費用負担の軽減により在宅での生活支援を継続していきます。

ウ。高齢者住宅等安心確保事業

高齢者の生活面及び健康面での不安を解消するため、高齢者の安否確認、生活相談等を行う生活援助員をシルバーハウジング（県営横根住宅）に派遣しています。

■表 4-2-2-11 シルバーハウジング入居世帯数

単位：世帯

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
入居世帯数	11	9	8

《現状・課題》

生活援助員は、シルバーハウジングに居住する高齢者に訪問や電話で安否確認を行うとともに、緊急時の対応及び生活の相談に応じています。

《目標・計画》

生活援助員の専門性や対応能力の向上に努め、民生委員等と連携しながら、適切なサービスの提供を図ります。

工。高齢者向け住宅等

大府市住生活基本計画（2011～2020）に基づき、高齢者が安心して暮らせる住宅等の供給の促進と住環境の整備を図ります。

《現状・課題》

老人福祉法に基づく有料老人ホームのうち、生活支援から介護サービスまで一体的に提供される介護付有料老人ホームは3施設、介護サービスを外部事業者と契約する住宅型有料老人ホームは5施設あります。また、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は1施設あります。

《目標・計画》

高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住宅を確保できるよう、高齢者相談支援センター等を通して、高齢者が利用できる住宅等の情報提供に努めます。

⑤ 災害時の支援

ア。災害時要援護者支援

災害時に支援を必要とする高齢者等を対象に、地域の中で迅速に安否確認や避難誘導などの支援を受けるため、大府市災害時要援護者支援制度を設けています。制度への登録をきっかけとして、平常時からの地域の見守り活動やつながりづくりを推進しています。

また、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時の避難行動に何らかの支援を要する避難行動要支援者名簿の作成が、市町村に義務付けられました。これに基づき、市でも名簿を整備するとともに、平常時から避難支援者（消防署、県警、民生児童委員、自主防災組織等）へ名簿を提供する取組を進めています。

■表 4-2-2-12 災害時要援護者登録（各年度3月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
災害時要援護者登録者数	447 人	387 人	368 人
地域支援者登録率	62.1%	64.3%	61.9%

《現状・課題》

災害時要援護者登録の登録者数は減少傾向にあります。地域支援者の登録率（要援護者のうち、自主防災会や民生委員以外に支援者がいる率）は、ほぼ横ばいの状況です。この制度をきっかけに顔の見える関係づくりが進むと、平常時の見守りにつながるため、制度への理解を浸透させる必要があります。

《目標・計画》

民生委員、自主防災会及び地区福祉委員会と協力し、大府市災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿の周知を図るとともに、地域支援者の選定の支援を通して、今後も継続して地域のつながりづくりを推進します。

イ。福祉避難所協定

地震や水害などの大規模災害が発生し、市指定の一次避難所では避難生活が困難となった要援護者の避難施設として、民間社会福祉施設等を福祉避難所として使用できるよう、福祉施設との避難所協定を進めています。

■表 4-2-2-13 福祉避難所協定締結施設数（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
施設数	24 施設	26 施設	27 施設

《現状・課題》

福祉避難所協定の締結施設は、平成 19 年度から 20 年度にかけて市内の高齢・障がい福祉施設との協定を進めてきましたが、それ以降設置された施設を中心に、徐々に増えています。また、実際の災害時に福祉避難所の開設・運営が滞りなく進むよう、福祉避難所の運営訓練や協定締結施設とのネットワーク会議を開催しています。

地域の中で支援を要する高齢者の増加に伴い、大規模災害時に避難所の中で専門の設備や介護・医療の専門職の支援を要する高齢者が今後も増えることが予想されます。

《目標・計画》

今後も市内の民間福祉施設等の開設に合わせて福祉避難所協定の協力を呼び掛けるとともに、災害時に備えた運営訓練やネットワーク会議をはじめとする情報交換等を実施していきます。

ウ。防災対策の推進

毎年、民生委員を中心に、市、消防署及び社会福祉協議会が協力して、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、防火診断を実施しています。

また、地震等による防災対策の一つとして、ひとり暮らし高齢者を対象に無料で家具の固定金具を取り付けています。

■表 4-2-2-14 家具転倒防止器具取付け

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数	5	15	12

《現状・課題》

防火診断時に、家具の転倒による危険を調査し、必要な場合には金具の取付けを勧めるなど、事業の周知及び利用促進を図っています。一方、金具の無料取り付けはひとり暮らし高齢者に限定しており、高齢者のみの世帯への防災対策を検討する必要があります。

《目標・計画》

民生委員等の関係機関と連携し、今後も事業の周知を図り継続して実施していくとともに、事業の高齢者のみの世帯への拡大を検討します。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、健康な時だけでなく介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療と介護が連携した包括的・継続的なケアが必要です。

平成 26 年の介護保険法の改正により、平成 30 年度までに、介護保険事業の中の地域支援事業のうち包括的支援事業の枠組みの中で、在宅医療・介護連携推進事業の実施が、全ての市町村に求められています。本市においては平成 26 年 1 月から、愛知県のモデル事業の指定を受け、他市町に先駆けて事業を開始し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを進めています。

本計画期間においては、次の 3 つの取組を重点的に実施し、医療と介護の連携体制の構築を行っていきます。

ア. ICT 技術の活用推進

在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援については、ICT 技術を活用した情報共有システム「おぶちゃん連絡帳」を整備しています。「おぶちゃん連絡帳」では、医療や介護の関係支援者間においてパソコンやタブレットを使用し、対象者の支援時の情報共有を行っています。

■表 4-2-2-15 おぶちゃん連絡帳の利用状況（各年度 3 月末現在）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
登録施設数	71 か所	100 か所	125 か所
支援対象者数	59 人	73 人	103 人

《現状・課題》

国立長寿医療研究センターが研究を進めている ACP（アドバンス・ケア・プランニング 「患者の意思表示の尊重」）についても、研究の進捗に合わせて、「おぶちゃん連絡帳」への連携を視野に入れた協議をしています。

また、「おぶちゃん連絡帳」を医療と介護の連携ツールとして、さらなる利便性の向上や、利用方法の拡大を図る必要があります。

《目標・計画》

「おぶちゃん連絡帳」の利用促進、利用拡大を行い、国立長寿医療研究センターの研究しているACPとのシステム連携を進めていきます。また、利便性についてはバージョンアップを行い改善していきます。

イ. 多職種連携のためのネットワークづくり

在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議の場の設置の他、在宅医療・介護連携推進員の設置等、多職種連携のためのネットワークづくりとしての各種事業を行っています。

平成26年4月に在宅医療・介護連携推進会議（代表者会議）を設置し、在宅医療支援体制の構築に向けた多職種協働による話し合いを始めています。また、課題別の検討を行うため、「情報共有」「24時間体制」「認知症対応」の3つのワーキンググループを設置、平成27年度からは「認知症対応」に代わって「啓発」ワーキンググループ、平成28年度から情報共有と24時間体制を統合した「おぶちゃん連絡帳活用」ワーキンググループを設置し、個別の課題の解決に向けた具体的な検討を進めています。また、市内全体の在宅医療・介護の従事者同士の顔の見える関係作りのため、多職種連携研修会を開催しています。

《現状・課題》

従来から、医療分野では自治体とは都道府県規模でのつながりが強く、市町村はその動きに合わせる必要がありました。しかし、急速な後期高齢者の増加により、在宅医療・介護の連携を含んだ地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。そのため、地区の医師会等と連携した施策展開を考えていく必要があります。

《目標・計画》

今後も引き続き、在宅医療・介護の充実や連携体制の構築を図るため、多職種が参加する推進会議や研修会を開催します。また、本市として「医療」への積極的な関与を行っていくために、知多郡医師会在宅医療サポートセンターにおける医療機関連携の促進について、必要なワーキンググループの設置を検討していきます。

ウ。市民等への啓発活動

地域住民への普及啓発については、平成26年度から市民公開講座を始めとしたシンポジウムの開催、出前講座や広報誌、ホームページ等で、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発活動を行っています。

《現状・課題》

市民向けの講座などは、市民が自ら健康長寿と幸齢社会への関わり方やどう生きるのかを通して、在宅医療を選択肢の一つとして理解する内容となっています。引き続き、自分や家族が介護を必要とする状態となった場合、どうするかを考えてもらえるような啓発活動が必要です。

《目標・計画》

市民向けの出前講座などの内容を充実させ、専門多職種とともに、地域への出前講座を開催していきます。また、在宅医療・介護連携の整備状況についても市民に周知するとともに、ACPについても啓発を進めていきます。

⑦ 相談機関の充実

ア。ふれ愛サポートセンター「スピカ」

ふれ愛サポートセンター「スピカ」は、平成23年4月に開所した総合的な相談拠点の施設です。スピカには、高齢者の生活や介護に関する総合相談業務を行う「高齢者相談支援センター」、障がい児・者の生活や福祉に関する総合相談を行う「障がい者相談支援センター」、高齢者及び障がい者の虐待の相談や支援を行う「高齢者・障がい者虐待防止センター」、市内の小中学校に通うことが困難な児童・生徒への指導や支援を行う「レインボーハウス」が設置されています。

また、ふれ愛サポートセンターでは、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい児・者や不登校児童・生徒の活動の場として、多目的ルームや会議室を貸し出しています。

《現状・課題》

複合施設としての機能を充実させるため、公募の市民等を委員とした大府市ふれ愛サポートセンター運営委員会を設置し、その意見を運営に反映しています。また、子ども・若者支援相談や知多地域成年後見センターによる巡回相談等をふれ愛サポートセンター内で実施する等、相談拠点機能を強化しています。

貸館としては、登録団体数も増え、利用が定着しつつあります。

■表 4-2-2-16 ふれ愛ゾーン利用状況

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
利用登録団体数	43 団体	42 団体	49 団体
多目的ルーム利用延人数	11,613 人	13,483 人	11,744 人

《目標・計画》

市民ニーズをとらえるとともに、高齢者や障がい者等の多様化する相談に関係機関と連携し対応していきます。

大府市ふれ愛サポートセンター運営委員会の助言を得ながら、利用環境の整備に努めます。



イ。高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者やその家族への介護サービスや生活支援に関する総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメントを主な業務としています。さらに、困難事例に対応する地域ケア会議や自立支援地域ケア会議をとおしてケアマネジメント支援や地域課題の把握を行っています。平成 24 年度からは市民に身近な相談窓口となるよう「高齢者相談支援センター」と称し、JR 線の西側と東側にそれぞれ 1 か所ずつ設置しています。

西側の高齢者相談支援センターはふれ愛サポートセンター「スピカ」内に設置し、「高齢者・障がい者虐待防止センター」や「障がい者相談支援センター」等の関係機関と連携を図れる環境としています。東側の高齢者相談支援センターは社会福祉協議会内に設置し、他機関と連携できるようにしています。

■表 4-2-2-17 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）相談件数等 単位：件

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
相談件数		11,960	12,056	13,284
介護予防サービス・支援計画作成件数		5,944	6,147	7,016
	二次予防事業対象者	951	895	1,035
	要支援 1・2（介護報酬請求件数）	4,993	5,252	5,981
	うち居宅介護支援事業所への委託件数	4,580	4,993	5,720
地域ケア会議開催件数（個別ケース、地域課題）		7	20	28

《現状・課題》

相談では、介護保険制度や生活支援に関することだけでなく、高齢者虐待や成年後見制度の利用、認知症に関する相談も一定の件数があります。相談の中には、高齢者自身の問題だけでなく、介護者家族が問題を抱えていることがあります。このような、複雑な問題を抱えるケースには多数の機関が関わったり、問題解決までに相当な時間を要したりすることがあります。

今後の高齢者人口の増加に加え、介護保険法の改正による機能強化へ対応するため、人材育成や経験のある相談員の確保、関係機関とのさらなる連携強化、地域ケア会議の推進等に努める必要があります。

《目標・計画》

平成30年度から認知症初期集中支援チームが高齢者相談支援センター内に設置されます。センターへの相談から支援チームに移行する案件などが想定されるため、体制整備を行います。地域ケア会議等における地域課題を把握し、課題解決を推進するため、地域づくりコーディネーターと情報交換の機会を設けるよう、知多北部広域連合や関係機関と連携して必要な支援を行います。

また、高齢者相談支援センターは地域住民が住み慣れた地域で安心して生活するための「地域包括ケアシステム」の中心的存在であり、市民と直接接する機関であるため、センターの機能及び役割の周知に努め、高齢者やその家族が早期に相談できる体制を整えます。

⑧ 介護予防のための健康づくり事業の推進

介護保険法の改正により、平成29年度から介護予防給付の一部と介護予防事業が一本化され、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に変わりました。そのメニューとして、要支援認定者、基本チェックリストによる事業該当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」があります。

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険で要支援認定を受けた人や基本チェックリストを実施し、事業対象者と判定が出た人が利用できるサービスです。従来の事業所が提供するデイサービスやホームヘルプサービスだけでなく、住民主体による支援が可能になりました。専門的なサービスが必要な人には専門的なサービスを提供できることに加え、多様なニーズに対応すべく、様々な担い手によるサービスが提供できる制度となりました。

■表 4-2-2-18 はつらつ運動コース参加者数

単位：人

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
参加者数（体調不良による途中終了者含む）	38	36	36

《現状・課題》

事業メニューのうち、従来の通所介護、訪問介護、緩和した基準であるサービスAは介護事業所が担っています。短期集中予防サービスとして健康増進課がはつらつ運動コースを法改正前から実施しています。一方、住民主体による支援であるサービスBや移動時の生活支援であるサービスDについては、地域づくりコーディネーターと連携しながら、サービスを開発していく必要があります。

《目標・計画》

現行の配食サービスなどを介護予防・生活支援サービス事業に移行することは可能ですが、対象者が限定されていくおそれがあるため、当面は介護保険ではなく、市のサービスとして実施していきます。また、様々な担い手による多様なサービスを充実させるために、地域づくりコーディネーターや高齢者相談支援センターと連携していきます。

イ。一般介護予防事業

(ア) プラチナ長寿健診

75 歳以上の人を対象に、脳とからだの健康度に着目し、病気に至らなくても年齢を重ねるにしたがって生じる機能の低下を早期に発見することを目的に、認知機能、握力、歩行速度について健診を行っています。

《現状・課題》

健診を毎年受けることで、介護につながる身体機能の低下を見つけることができます。しかし、「まだまだ元気だから」「結果を知ることが怖い」と受診しない人も多くいる状況です。身体機能の低下を早期に発見し、対処することで介護が必要な状態になることを先延ばしすることができることを広く啓発する必要があります。

《目標・計画》

プラチナ長寿健診を継続して実施していきます。これまでに国立長寿医療研究センターと連携して得られた研究結果を活用し、広く必要性を啓発し、受診率向上を目指します。

（イ）コグニノート

75歳以上のプラチナ長寿健診受診者を対象に、介護・認知症予防のためのセルフケアが促せる「コグニノート」を配布しています。

《現状・課題》

コグニノートとは、歩数や日常活動動作等日々の活動を記録できるノートです。記録した内容は、公民館等に設置してある読取機でデータを読み取ることで、委託先である国立長寿医療研究センターにデータが送信されます。そのデータは本人にセルフケアを促すコメントとともに返送されます。

また、データは国立長寿医療研究センターにて解析され、どのような活動が介護・認知症予防につながるか研究されています。介護・認知症予防のために効果的な活動について、啓発していく必要があります。

《目標・計画》

コグニノートをより多くの人に配布し、活用してもらうことで、介護・認知症予防のためのセルフケアに役立ててもらえるようにしていきます。

（ウ）栄養パトロール事業

75歳以上の健康診査未受診かつ、医療機関（血糖、脂質、血圧等）未受診の人を対象に、管理栄養士が高齢者を訪問し、フレイル予防のための栄養指導を行っています。

《現状・課題》

管理栄養士が訪問し、身体状況や生活状況を確認しています。栄養面に心配のある人には栄養指導を行っています。

《目標・計画》

今後も、できるだけ多くの高齢者を訪問し、身体状況や生活状況を把握し、フレイル予防のための支援をしていきます。

（エ）ハイリスク者訪問

プラチナ長寿健診、栄養パトロール等の結果からハイリスクな人を抽出し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して、フレイル予防ができるよう指導助言します。

《現状・課題》

対象者の必要性に応じて、管理栄養士、歯科衛生士だけでなく、高齢者相談支援センターとも連携して訪問しています。また、問題を抱えた高齢者を発見した場合は、保健師、歯科衛生士、高齢者相談支援センター等と連携して対応しています。関係機関がスムーズに連携する体制を構築する必要があります。

《目標・計画》

ハイリスクな人を的確に抽出し、指導助言することで、介護予防に繋がっていきます。適切に状況を把握し、専門職が指導や助言を行えるようにします。そのために、関係機関との連携をさらに充実させていきます。

（オ）健康長寿塾

加齢に伴う身体機能低下を予防するための教室です。より身近な場所で気軽に参加できるよう、公民館で実施します。また、専門職が公民館に出向くことで、「まちの保健室」の役割も果たしています。

《現状・課題》

平成29年度は、市内2か所の公民館で開催しています。認知症予防に効果があると推奨されている「コグニサイズ」を中心に運動ができる教室を、多くの市民ボランティアの協力を得て週1回実施しています。毎回多くの人に参加しています。参加者ができるだけ近くの会場に出向くことができるよう、開催地域を拡大していく必要があります。

《目標・計画》

より多くの市民が楽しく、継続して参加してもらえるような魅力ある教室となるよう、また、開催場所が拡大するよう努めます。

ウ。生活支援・介護予防の体制づくり

平成27年度の介護保険法の改正では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援を充実させ、「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

《現状・課題》

本市においては、平成16年から順次、自治区ごとに地区福祉委員会が設置され、地域の福祉課題の把握と協議、具体的な実践を進めています。これらの活動を核とし、「地域づくりコーディネーター」が生活支援コーディネーターの役割を担いながら、連携して社会資源の整備、サービスの開発に取り組む必要があります。

《目標・計画》

長期的な視点を持ちつつ、地域包括ケアの推進のために地域づくりコーディネーターを活用し、地域住民による福祉の推進を図ります。

(3) 介護が必要になったときの支援

① 介護保険サービスの充実

ア. 施設・居住系サービス

介護保険サービスのうち、介護保険施設の入所者に対して施設で提供される施設サービスには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設のほか、定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設があります。

また、施設サービス以外に住まいの場として入居する施設で提供される居住系サービスとして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

《現状・課題》

知多北部広域連合の待機者調査では、平成29年4月1日現在で大府市民の待機者は、介護老人福祉施設147人、介護老人保健施設6人、介護療養型医療施設0人、地域密着型介護老人福祉施設22人、認知症対応型共同生活介護7人となっています。

平成31年4月に定員100人の介護老人福祉施設が開所予定です。施設整備が平成29年度から平成30年度にわたるため、表4-3-1-1では30年度整備としていますが、事業計画上は平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画の事業となります。

《目標・計画》

知多北部広域連合が策定する第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）に基づき、施設整備を進めます。

■表 4-3-1-1 施設・居住系サービス施設

区 分		整備済施設	30 年度	31 年度	32 年度
施設サービス	施設数	7 か所	注 1 か所		
	定 員	591 人	100 人		
	介護老人福祉施設	施設数	注 1 か所		
		定 員	100 人		
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数			
		定 員			
	介護老人保健施設	施設数			
		定 員			
	介護療養型医療施設	施設数			
		定 員			
居住系サービス	施設数	11 か所			1 か所
	定 員	319 人			18 人
	認知症対応型共同生活介護	施設数			1 か所
		定 員			18 人
	特定施設入居者生活介護	施設数			
		定 員			
	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数			
		定 員			
	合 計	施設数			1 か所
		定 員			18 人

注：この施設は平成 30 年度に整備が完了しますが、第 6 期介護保険事業計画に基づく事業です。

イ。居宅系サービス

介護保険サービスのうち、居宅において利用できるサービスには、訪問介護、通所介護、訪問看護、短期入所生活介護等のほか、地域密着型サービスとして認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスがあります。

《現状・課題》

介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活を送るためには、生活支援サービスだけでなく、医療と介護の連携に加え、様々な居宅系サービスを充実させる必要があります。

《目標・計画》

計画期間内に整備する居宅系サービスは表 4-3-1-2 のとおりです。知多北部広域連合が策定する第 7 期介護保険事業計画(平成 30 年度～平成 32 年度)に基づき、知多北部 3 市 1 町で連携し、適切な整備を行っていきます。

■表 4-3-1-2 居宅系サービス

区 分		整備済施設	30 年度	31 年度	32 年度
居宅系サービス	施設数	3 か所		1 か所	
	定 員	37 人		10 人	
認知症対応型通所介護	施設数	1 か所		1 か所	
	定 員	12 人		10 人	
小規模多機能型 居宅介護	施設数	1 か所			
	定 員	25 人			
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	施設数	1 か所			

資 料 編

1 用語解説（５０音順）

あ●ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）

患者の意志決定能力が低下した場合に備えて、ケア従事者が十分な情報提供の上で患者の意思表明を支援し、共有することです。患者、家族との双方向の議論とその過程も含めて、人生最終段階のケアの一過程です。

か●介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村（保険者）が策定する事業計画です。計画期間は、３年を１期とし、事業計画の内容は、保険料算定の基礎として用いられます。大府市では、介護保険事業を知多北部３市１町（大府市・東海市・知多市・東浦町）で構成する知多北部広域連合で実施しており、同広域連合が介護保険事業計画を策定しています。

●介護療養型医療施設

療養病床を有する病院・診療所であって、その病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話や機能訓練その他必要な医療を行う入院施設です。現在、高齢者が長期入院する介護療養型医療施設を他の介護施設への転換することが国において検討されています。

●介護老人福祉施設

入所定員が３０人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をする入所施設です。新規入所できるのは、原則として要介護３以上の人です。

●介護老人保健施設

病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をする入所施設です。在宅生活への復帰を目指してサービスを提供します。

き●基本チェックリスト

介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の該当有無を判別するため、要介護状態などの原因となる生活機能の低下の有無を確認する質問票です。

け●ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状態に応じた適切なサービスを利用できるように、保険者、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整を行う専門職のことです。正式名称は「介護支援専門員」。

こ●広域連合

広域連合は、平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応すると共に、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。

なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。そこで、大府市、東海市、知多市及び東浦町は、「知多北部広域連合」を平成11年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

し●住宅改修

要介護者等の住宅において、手すりの取り付けや段差の解消等の改修工事を行うものです。

●小規模多機能型居宅介護

要介護者等に対し、「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせるなどして、在宅生活の継続を支援するサービスです。

せ●成年後見制度

認知症の高齢者など判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約を結ばれないよう、一定の決められた方が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。成年後見人などは、配偶者に限らず、司法書士、弁護士などの法律家や社会福祉士など家庭裁判所が事情を考慮したうえで、ふさわしい方を選任します。

た●短期入所（短期入所生活介護）

要介護者等が、家族等の都合により居宅で介護を受けることが一時的に困難な場合に、特別養護老人ホームや老人短期入所施設などの介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

ち●地域づくりコーディネーター

平成21年から大府市社会福祉協議会にて地域福祉を推進するためのコーディネーターとして設置されました。本市においては平成29年度から、介護保険法の改正による、地域の実情に合わせた多様なサービスを生み出すための「生活支援コーディネーター」としても位置づけています。

●地域密着型サービス

介護を必要とする方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の被保険者のみです。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者等に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

●地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。新規入所できるのは、原則として要介護3以上の人です。

●地区福祉委員会

「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」づくりを推進するため、福祉課題の解決への話し合いや福祉活動を実践する組織です。平成16年から各自治区に設置されています。

つ●通所介護

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

て●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

と●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

に●日常生活自立支援事業

認知症高齢者など判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続きの援助や利用料の支払い等の一連の援助を行うサービスです。

●認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。認知症サポーター養成講座を受講することで誰でもなることができ、認知症サポーターの証としてオレンジリング（腕輪）が授与されます。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等が、少人数による共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

●認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い入浴、食事等介護、機能訓練等を受けるサービスです。

ふ●フレイル

日本老年医学会が平成26年5月に提唱した「虚弱」や「老衰」を意味する用語。加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、生活機能に支障があるが、適切な介入・支援により、生活機能の回復が可能な状態像を指し、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

ほ●訪問介護

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事（調理・買い物・掃除など）や介護（食事、排せつ、入浴の介助など）の世話をするサービスです。

●訪問看護

要介護者等に対し、主治医の管理下で、その方の居宅において看護師などが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

よ●要介護認定（要支援認定）

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。認定の申請をすると、保険者の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境などを調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、保険者が要介護度を認定します。

●養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者が、市町村の措置に基づき入所するための施設です。

ろ●老人憩の家

地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設です。

2 大府市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき、大府市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、関係者等の意見を聴くため、大府市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定に関すること。
- (2) その他計画の原案の策定のために市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 高齢者福祉に関する事業に従事する者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 高齢者又は高齢者の家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期もまた同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども部高齢障がい支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 大府市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

分野	所属名等	氏名
学識経験のある者	社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター 副センター長	◎ 加 知 輝 彦
高齢者福祉に関する事業に従事する者	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 医療社会事業専門員	近 藤 秀 憲
	社会福祉法人恩賜財団 愛知県同胞援護会 特別養護老人ホーム 大府の郷 施設長	浅 井 敦 臣
	特定非営利活動法人 さわやか愛知 施設長	○ 丸 山 冬 芽
	大府市介護支援専門員連絡協議会 代表	樋 口 小 小
	社会福祉法人 大府市社会福祉協議会 地域づくりコーディネーター	天 野 寿 紀
	大府市高齢者相談支援センター 管理者	萱 野 佐 知 子
福祉団体の関係者	大府市民生児童委員協議会 高齢者部会長	藤 田 康 次
高齢者又は高齢者の家族	大府市老人クラブ連合会 副会長	北 平 光
関係行政機関の職員	愛知県知多保健所 健康支援課長	松 永 千 澄

◎：委員長 ○：副委員長

【事務局】

職 名	氏 名
福祉子ども部 部長	玉 村 雅 幸
福祉子ども部高齢障がい支援課課長	田 中 嘉 章
福祉子ども部高齢障がい支援課副主幹	多 田 桐 子
福祉子ども部高齢障がい支援課高齢係長	鈴 木 桂 子
福祉子ども部高齢障がい支援課 高齢係 主任	久野倫太郎
福祉子ども部高齢障がい支援課 高齢者・障がい者虐待防止センター主任	大 河 内 憲
企画政策部健康都市推進局健康都市推進課 健康都市推進係長	平 野 陽 介
健康文化部健康増進課健康増進係主査	島 田 真 希

4 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 9 月 22 日	第 1 回 大府市高齢者福祉計画策定委員会 ・ 委員委嘱及び委員長・副委員長の選出 ・ 計画の概要・策定スケジュール ・ 高齢者の現状、介護保険利用の現状 ・ 第 6 期大府市高齢者福祉計画の評価
平成 29 年 10 月 27 日	第 2 回 大府市高齢者福祉計画策定委員会 ・ 第 7 期大府市高齢者福祉計画（案）について
平成 29 年 11 月 17 日	第 3 回 大府市高齢者福祉計画策定委員会 ・ 第 7 期大府市高齢者福祉計画（案）について
平成 29 年 12 月 21 日～ 平成 30 年 1 月 22 日	第 7 期大府市高齢者福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施

.....

第 7 期大府市高齢者福祉計画

平成 30 年度～平成 32 年度

策 定 平成 30 年 3 月

発 行 愛知県大府市

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

福祉子ども部高齢障がい支援課

TEL 0562-45-6289

FAX 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp

.....